

障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがで障害者になったとき、受けることのできる年金です。次の3つの場合があります。

- ① 国民年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがで障害者になったとき。
 - 受給の条件
 - 障害認定日に、政令で定められた「1級」または「2級」の障害に該当していること。
 - 初診日の属する月の前々月までに、保険料を納めた期間と免除期間を合算した期間が、加入期間の3分の2以上あること。
- ② 被保険者の資格を失ったあとでも、60歳以上65歳未満で、日本国内に住所がある人が障害者になったとき。
 - 受給の条件
 - 障害認定日が20歳前である場合は、20歳に達したときに障害の程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。
 - 障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障害の程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。
- ③ 20歳前に初診日があり、その後障害者になったとき。
 - 受給の条件
 - 障害認定日が20歳前である場合は、20歳に達したときに障害の程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。
 - 障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障害の程度が「1級」または「2級」に該当していれば支給されます。

障害基礎年金の年金額

1級障害	93万4,100円
2級障害	74万7,300円

障害基礎年金の計算例

- 例① 1級障害の状態になった人で、10歳と13歳の子がある場合
 934,100円 + 215,400円 + 215,400円 = 1,364,900円
 136万4,900円
- 例② 2級障害の状態になった人で、17歳と20歳の子がある場合
 747,300円 + 215,400円 = 962,700円
 96万2,700円

障害基礎年金を受けられるようになった当時、その人に生計を維持されている18歳未満の子、または20歳未満で障害の状態にある子がいるときに下表の額が加算されます。

加算対象の子	加算額
1人目・2人目(1人につき)	各 215,400円
3人目以降(1人につき)	各 71,800円

社協事務所移転のお知らせ

社会福祉法人 黒崎町社会福祉協議会では、10月1日付けで社会福祉協議会事務所を黒崎町より馬原「旧役場分室」へ移転します。また、サービスセンターの電話番号も変わります。(☎377-1200) 皆さまのご理解とご協力をお願い致します。移転先住所 黒崎町大字馬原17番地1 電話 377-7788・FAX377-7788 移転する業務 福祉協議会事務所 ホームヘルパー業務

がん検診結果のお知らせ

子宮がん検診(6月24日)、肺がん喀痰細胞診(7月11日~7月13日)の結果がでました。精密検査、有所見、再検査の人への連絡が終了しました。結果通知のいかなかった方は、異常ありませんでしたのでご安心下さい。結果は下記のとおりです。

	受診者	異常なし	要精検	有所見	再検査
子宮	61	58	1	2	—
肺(喀痰)	63	62	0	—	1

行政相談は住民の皆さまから、町、県、市、公団、公庫、公庫等に對する苦情、意見、要望など、申出に際し、その一つ一つの解消、実現、又は改善を図り、行政運営に反映させるのがその目的です。毎年10月中旬頃に行政相談週間が設けられておりますが、今年も下記日程表による、行政相談日を設定しました。不平等、不満足、苦情、要望等がありましたらこの機会にお申出下さい。なお10月12日の日程には合同相談として、人権相談をはじめ、もめごと、心配ごとなど、日程表記載の委員の方が相談に応じますのでご遠慮なくお申出下さい。※行政相談、人権相談等、相談はいづれも無料で秘密は厳守されます。

行政相談日程表

月日	時間	会合名	場所	相談担当者	参加者
10月12日	午後1時~2時	行政懇談会	黒崎町役場	民生委員 人権相談委員	住民一般
	午後2時~3時	各種委員 連絡協議会	同	役場幹部職員 行政相談委員 その他の委員 自治会長等	
	午後3時~5時	合同相談	同		
10月13日	午後1時~4時	巡回相談	中央公民館	行政相談委員	〃
10月16日	午後1時~3時	同上	山田公民館	同上	〃
10月17日	午後1時~3時	定例相談	黒崎町役場	同上	〃
10月19日	午後7時~10時	懇談会	板井公民館	同上	〃
10月20日	午後1時~4時	巡回相談	北部地区 公民館	同上	〃

行政への不満・要望をお聞きします
行政相談週間のお知らせ

告知板 日日時 会場 内容 対象 申し込み 問い合わせ

平成6年度 道路交通セ
ンサス 「快適な道づくりのための調査」として全国の都道府県道以上の道路を対象に、実態や自動車の利用状況を調査し、その結果は将来の道路計画や都市計画などに活かされます。この調査は、昭和3年から定期的(3~5年毎)に実施してきており、今年度がその年に当たります。調査の主な内容は、①一般交通量調査・交通量の観測調査・自動車の走行速度調査 ②自動車起終点調査(OD調査)・県境で、自動車の運転者に通行内容をインタビュー調査・無作為に選んだ自動車の所有者に運行内容をアンケート調査 ③駐車場調査・駐車場の位置、規模、形態等調査実施日は、9月から12月の平日と休日(日曜日)の各1日を予定しています。ご協力をお願いします。☎新潟国道事務所調査課調査第一係(☎246-7760)

町民登山 五頭山に登ります。10月2日(日)午前8時総合体育館前に集合。定員・参加費 30人(申込順)・小学生200円、中学生以上500円。持参するもの 昼食。その他雨具や着替

町民テニス秋季大会 10月9日(日)午前8時30分集合。分集合。善久河川敷テニスコート。種目 男子ダブルス、女子ダブルス、一般、初心者クラス。参加費 1組1000円。申し込み 申込書に記入のうえ、総合体育館(☎377-5211)まで。10月2日締め切り。主催 黒崎町テニス協会

英会話教室 今度語をマスターするぞ。カタコトでも話したい...というあなた。ぜひ受講してみませんか。10月11日(火)から平成7年3月20日(火)まで22回。毎週火曜日午後6時30分~8時(7時までに集合)。黒崎町公民館(役場)1階 高校生以上講師 青木グレッチェン先生。受講料 5000円(22回分)。ほかにテキスト代。団社会教育課(☎377-3101)

新潟バトン教室 M.B.A.バトンを通して表現力を身につけませんか。バトン技術修得と共にバレエレッスンやジムナスティックレッスンを兼ねた舞踊的、体育的要素を養う事ができます。幼児クラス。毎週金曜日午後4時45分~6時。総合体育館(会議室)。小学生以上クラス。毎週木曜日午後4時45分~6時。30分。総合体育館(剣道場)。登録金800円(年一回)、月会費3000円、バトン代4000円。斉藤 ☎377-1484

10月から毎週金曜日 午後7時~8時45分まで 黒崎町中学校第二体育館(中学校グランド脇) 町内存在、在勤の方。費用 申し込み時保険代として2000円。以降参加一回につき100円。会場で行います。

手編み「リアル会」 会員募集。毎週水曜日午後7時~9時。黒崎町地区公民館。会費 月2500円。講師 田中文子先生。※初めての方大歓迎です。問い合わせ ☎377-4474 渡辺まで



は~い年金です!!

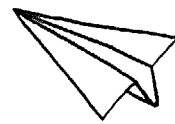
Q 2つ以上の年金を受けられますか。
 A いつも年金を受けられるときは併給調整されます。年金は、原則として1人が1つの年金を受けることになっています。2つ以上受けられるようになった場合は、1つの年金を選択しなければなりません。ただし、年金の種類によっては両方受けられる場合があります。(事例1) 障害基礎年金と障害厚生年金を受けている人が、65歳になって老齢基礎年金を受けられるようになったとき 障害給付と老齢給付を同時に受けることはできないので、①障害基礎年金と障害厚生年金、②老齢基礎年金のどちらかを選択します。また、障害厚生年金と老齢基礎年金というように、違った支給事由の年金を組合せて受けることもできません。

(事例2) 夫の死亡による遺族基礎年金を受けている人が、障害者になり障害基礎年金を受けられるようになったとき 遺族給付と障害給付の両方を受けることはできないので、①遺族基礎年金、②障害基礎年金のどちらかを選択します。なお、遺族基礎年金は18歳(障害者は20歳)未満の子がいる場合に支給されます。よって、遺族基礎年金を選択した場合でも、子が18歳(または20歳)になった時点で失権しますから、その後は障害基礎年金を受けることになります。(事例3) 遺族厚生年金のみを受けている人が、自分の老齢基礎年金を受けられるようになったとき 遺族厚生年金(又は遺族共済年金)と老齢基礎年金は、併給されることになっています。ただし、老齢基礎年金の繰上げ請求をした場合は、65歳まではどちらか1つを選択することになります。

年金相談室開設 10月25日(火)
 ▼時間 午後1時~4時 ▼会場 黒崎町公民館会議室
 ▼主催 新潟西社会保険事務所、黒崎町
 ※年金に関するご質問や知りたい事がありましたらお気軽にお問い合わせください。

遊びのひろば 紙ひこうきを作ろう

両用紙で紙ひこうきを作ってとびます。
 ▶日時 10月8日(土)午前10時~12時
 ▶対象・定員 小学生3年生以上10人(申込順)
 ▶用意するもの はさみ ※会費無料
 ▶会場と申し込み 北部地区公民館(☎232-0077)



工芸盆栽教室

布や針金などで梅のミニ盆栽をつくりまします。
 ▶日時 10月18日(火)、25日(火)の10時~12時
 ▶会費 材料費として2,000円
 ▶定員 15人 ▶指導 井上正子さん(花遊舎)
 ▶持参するもの ペンチ、カッターナイフ
 黒崎町北部地区公民館(☎232-0077)

